

監理技術者等の専任義務の緩和について（お知らせ）

令和7年7月1日
企画財政部技術監理課

令和6年12月13日施行の建設業法（昭和24年法律第100号）（以下、「法」という）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）（以下、「令」という）改正に伴い、監理技術者等の専任義務の緩和を次のとおり行います。

1 監理技術者等の専任義務の緩和

本市では、法第26条第3項の規定に基づき、予定価格（税込み）4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）の工事について技術者の専任配置を求めています。上記法令改正により、情報通信技術を利用すること等を要件とする専任義務の緩和規程（以下、「法第26条第3項ただし書き」）が新たに設けられました。

上記の法令改正等を踏まえ、本市においても専任義務の緩和について別紙のとおり定めます。なお、本通知では「監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和7年1月28日国不建技第147号）」に倣い、法第26条第3項ただし書及び同項第1号により専任義務を緩和する場合を「専任特例1号」、同項第2号により専任義務を緩和する場合を「専任特例2号」と呼びます。

2 専任義務緩和できる項目

（1）専任特例1号による専任義務緩和

本法令改正により、各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）かつ法令規則で定める要件を満たす場合、2件の工事現場を兼務することができます。

具体的な要件及び事務手続きは別紙1をご確認ください。

（2）専任特例2号による専任義務緩和

本法令改正に伴う運用変更はありません。各工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置くことを要件とし、2件の工事現場を兼務することができます。

具体的な要件及び事務手続きは別紙2をご確認ください。

（3）営業所技術者等の専任義務緩和

本法令改正により、建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）かつ法令規則で定める要件を満たす場合、営業所技術者（又は特定営業所技術者）（以下、「営業所技術者等」という）が1件の工事現場を兼務することができます。

具体的な要件及び事務手続きは別紙3をご確認ください。

3 施行期日

令和7年7月1日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用します。

専任特例 1 号による専任義務緩和について

令和 6 年 1 2 月 1 3 日施行の法令改正について本市契約での適用開始後、専任特例 1 号により配置技術者の専任義務を緩和しようとする場合は、次の要件をご確認のうえ、お手続きいただくようお願いいたします。

1 専任特例 1 号の専任義務緩和要件

以下の全ての要件に適合する場合、監理技術者等は 2 件 の工事現場を兼務することができます。

- (ア) 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること（令第 28 条）。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円以上（建築一式工事の場合は 2 億円以上）となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (イ) 建設工事の工事現場間の距離が同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。なお、前述の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- (ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (エ) 当該建設工事に置かれる 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事、建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
- (オ) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- (カ) 当該建設工事を請け負った建設業者は、「人員の配置を示す計画書」（別紙 3-1）を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、法施行規則第 28 条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。
- (キ) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

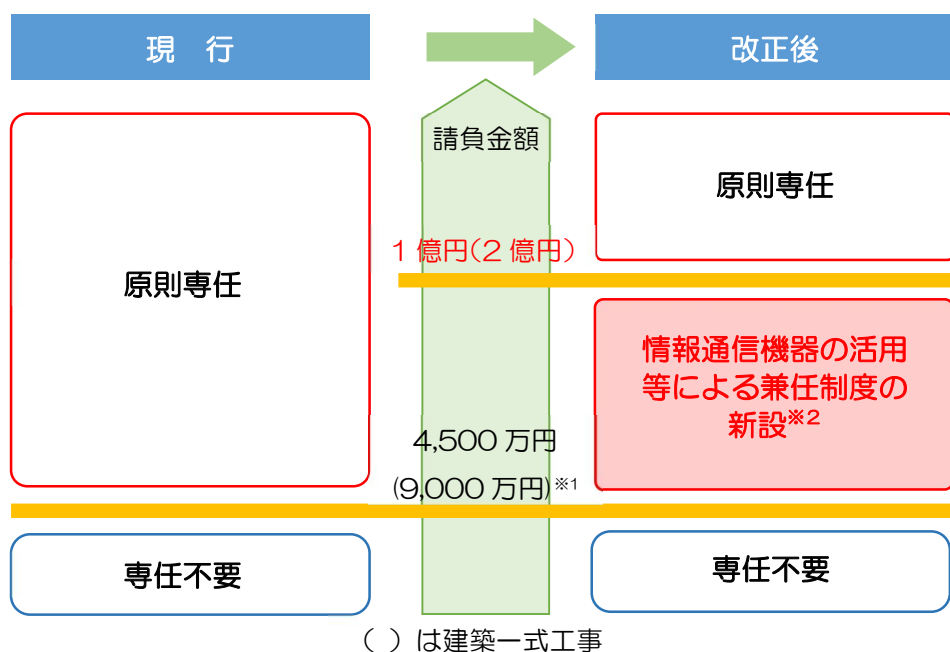
2 手続きの流れ

入札公告に監理技術者等の兼務を条件により認めている場合には、「専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」(第 3-1 号様式)を入札参加申請書に添付するものとし、この添付があることをもって兼務可能であるものとして、入札参加資格の確認を行うものとしします。

この場合において、落札決定後、専任特例 1 号の主任技術者又は監理技術者を配置することとなる場合(入札参加資格確認申請時に前述の第 3-1 号様式の添付があるものに限る。)、要件を満たすことの確認のため、速やかに確認できる資料(別紙 3-1)を提出するものとしします。

3 落札決定後に必要な対応

落札決定されたら速やかに、従事中工事の監督員へ配置技術者が専任義務の緩和を受けて、別工事と兼務することを連絡してください。兼務する場合、各工事現場で要件(ア)～(キ)を全て満たす必要があるため、専任で従事中だった工事についても、兼任要件を確認する体制を組む必要があるため、速やかに連絡いただく必要があります。



※1：令和 7 年 1 月 31 日以前は 4,000 万円 (8,000 万円)

※2：運用の詳細や留意事項は、監理技術者制度運用マニュアル(令和 7 年 1 月 28 日国不建技第 147 号。以下「運用マニュアル」という。) 「三 (2) ①」に記載

専任特例 2 号による専任義務緩和について

令和 2 年 1 0 月 1 日施行の法令改正以降、本市では以下のとおり運用しております。また改正により「特例監理技術者」は「専任特例 2 号の監理技術者」に名称変更となりました。

1 兼務対象工事

請負対象設計金額が 3 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）の工事を対象とします。ただし、兼務対象工事として認めることが適当でないと判断した場合は、この限りではありません。

2 兼務要件

以下の要件を全て満たすこととします。

- （ア）監理技術者補佐を専任で配置すること。
- （イ）監理技術者補佐は必要な資格を有する者であること。
- （ウ）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （エ）同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は同時に 2 件までであること。
- （オ）特例監理技術者が兼務する工事現場間の距離が概ね 10 km 以内であること。
- （カ）特例監理技術者は主要な会議への参加、工程の立会等を適正に遂行できること。
- （キ）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （ク）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

3 手続きの流れ

入札公告に監理技術者等の兼務を条件により認めている場合には、「専任特例 2 号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」（第 3－2 号様式）を入札参加申請書に添付するものとし、この添付があることをもって兼務可能であるものとして、入札参加資格の確認を行うものとします。

この場合において、落札決定後、専任特例 2 号の監理技術者を配置することとなる場合（入札参加資格確認申請時に前述の第 3－2 号様式の添付があるものに限る。）、要件を満たすことの確認のため、速やかに「専任特例 2 号の監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料」（別紙 3－2）のとおりに資料提出を求め、確認を行うものとします。

3 落札決定後に必要な対応

落札決定されたら速やかに、従事中工事の監督員へ配置技術者が専任義務の緩和を受けて、別工事と兼務することを連絡してください。兼務する場合、各工事現場で要件（ア）～（ク）を全て満たす必要があるため、専任で従事中だった工事についても、兼任要件を確認する体制を組む必要があるため、速やかに連絡いただく必要があります。

営業所技術者等の専任義務緩和について

令和6年12月13日施行の法令改正について本市契約での適用開始後、営業所技術者等の専任義務を緩和して工事現場への配置技術者とする場合は、次の要件をご確認のうえ、お手続きいただくようお願いします。

1 営業所技術者等の専任義務緩和要件

営業所技術者等は、法第7条第1項第2号（又は法第15条第1項第2号）の規定により、専任の者として置くことが求められていますが、本法令改正により、以下の全ての要件に適合する場合、営業所技術者と1件の専任を要する工事現場を兼務することができます（法第26条の5）。

- （ア）営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- （イ）兼ねる工事現場の数が1以下であること。
- （ウ）専任特例1号による専任義務緩和要件（ア）～（キ）を満たしていること。なお、同（イ）について、「建設工事の工事現場間」とあるのは、「営業所と工事現場間」、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場と営業所」と読み替える。
- （エ）営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

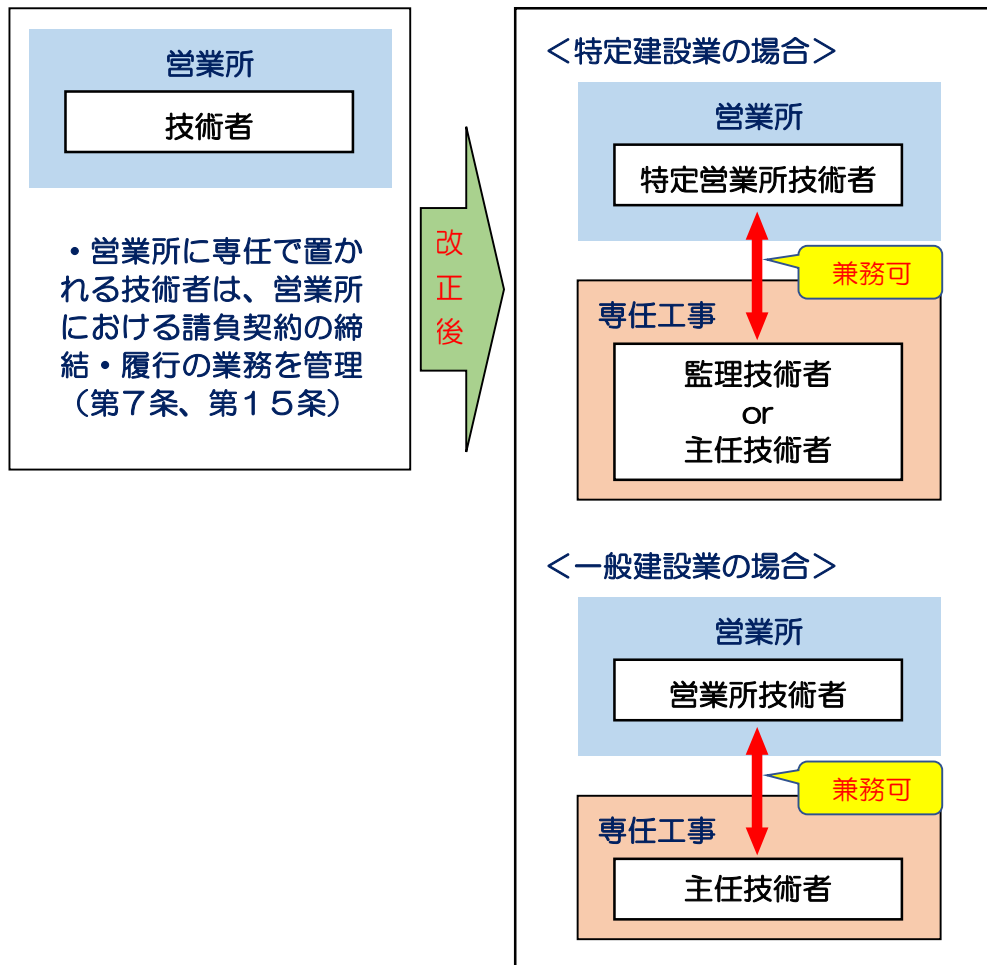
2 手続きの流れ

入札公告に監理技術者等の兼務を条件により認めている場合には、「営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」（第3-3号様式）を入札参加申請書に添付するものとし、この添付があることをもって兼務可能であるものとして、入札参加資格の確認を行うものとします。

この場合において、落札決定後、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者を配置することとなる場合（入札参加資格確認申請時に前述の第3-3号様式の添付があるものに限る。）、要件を満たすことの確認のため、速やかに確認できる資料「人員の配置を示す計画書」（別紙3-1）を提出するものとします。

3 落札決定後に必要な対応

落札決定されたら速やかに工事の監督員へ、営業所技術者等を現場技術者と兼務して配置することを連絡してください。兼務させる場合、工事現場で要件（ウ）を全て満たす必要があります。



注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可